

# 指定訪問理美容店の申請に関する留意事項

R3.10月 長寿福祉課

## 1 訪問理美容店指定申請について

- (1) 申請にあたっては、指定店としての役割等について、下記2以降の内容を理解のうえ申請すること。
- (2) 申請書の申請者記入欄は、原則理美容店の代表者を記入するものとし、有限会社又は株式会社の場合は、代表取締役名の記名をして申請すること。

## 2 訪問理美容サービスについて

- (1) サービスは利用者の自宅に訪問して提供すること。
- (2) サービスの提供にあたっては、利用希望者と直接実施日時等の調整が必要となり、また、サービスにかかる料金等についても事前に説明したうえでサービスを提供すること。
- (3) 指定店となった理美容店は、利用希望があった場合、出来る限り利用者の希望に沿った調整をすること。

## 3 利用券の取扱い等について

- (1) 指定店となった理美容店は、サービスの提供後に利用者から利用券を受領し、その保管及び取りまとめ、また市への請求行為など、一連の書類のやりとりが必要となること。
- (2) 指定店となった理美容店は、月単位で利用券の取りまとめを行い、利用月の翌月10日までに請求行為を行うこととなり、それに対する助成金の支払いは請求月の月末となること。

## 4 その他

- (1) 「指定訪問理美容店」は理美容店を指定するもので理美容師の指定ではないことから、指定を受けた理美容店においては、訪問理美容サービスを提供する理美容師について適正に管理すること。  
(訪問理美容サービス事業実施要綱第2条に基づく)